

同窓会規約

（名称）

第1条 この会の名称は大阪府立吹田支援学校 同窓会「ごきげんよう」という。

（目的）

第2条 この会の目的は、会員相互の連絡を密にして、心のふれあいを深め、その日常生活の質の向上をはかる。

（事業内容）

第3条 第2条の目的を達成するために、下記の事業をおこなう。

- （1）卒業後の諸問題について、会員相互の情報交換
- （2）会員相互の親睦を深めるための行事
- （3）学校行事への参加
- （4）在校生保護者（PTA会員）との情報交換と連携

（会員）

第4条 本会は、大阪府立高槻養護学校吹田分教室及び大阪府立吹田支援学校高等部の卒業生とその保護者をもって会員とする。

（本部・事務局）

第5条 本会の本部は、大阪府立吹田支援学校におき、事務局は本校の教員があたる。

（役員）

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名（卒業生1名）
副会長	1名（卒業生1名）
書 記	1名（保護者1名）
会 計	1名（保護者1名）
会計監査	2名（会長・会計の保護者の方1名ずつ）

（役員の任務）

第7条 （1）会長は、会を代表し会をまとめる。
（2）副会長は、会長を助け、会長が不在の時には会長にかわっておこなう。
（3）書記は、会員名簿の整理や庶務一般をおこなう。
（4）会計は、会費の出納をおこなう。
（5）会計監査は、本会の会計を監査する。
（6）口座は、本校の進路部教員が管理する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、2年とし再任をさまたげない。

（役員の選出）

第9条 役員は、保護者の協力も得られる同窓生の中から公募する。複数立候補があった

場合は、教員による面談で役員を決定する。なお、欠員が生じた場合のみ補充する。

（顧問）

第１０条 大阪府立吹田支援学校長を顧問とする。

（特別会員）

第１１条 大阪府立吹田支援学校の職員、大阪府立高槻養護学校吹田分教室に在籍した職員は、特別会員とする。

（総会）

第１２条 毎年１回（４月の日曜参観日）に総会を開き役員改選、行事等をおこなう。
総会の開催が困難な場合は吹田支援学校 HP に議題を掲載する。

（行事）

第１３条 行事は、大阪府立吹田支援学校高等部の卒業生とその保護者が企画運営する。
教員は行事に必要な物品や会場準備等のサポートを行う。

（議決）

第１４条 総会の議決は、出席会員の過半数とする。
HP に議題が掲載された場合は、役員と会員の議題の確認をもって議決とする。

（会計）

第１５条 本会は、会員の会費及び寄付をもって運営する。
ただし、必要に応じて臨時に会費を集めることができる。

（会費）

第１６条 会費は高等部３年次に２０００円を徴収する。

（規約の変更）

第１７条 規約の変更は、総会でおこなう。

付則（１）この規約は、平成１１年度よりおこなう。

（２）平成１３年４月２２日、５条・６条・９条・１０条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成１３年度よりおこなう。

（３）平成１８年４月２３日、６条・１０条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成１８年度よりおこなう。

（４）平成２１年度より幹事を廃止する。それにともない幹事に関する１０条、１１条の条文改廃をおこなう。

（５）平成３１年４月２１日、１５条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成３１年度よりおこなう。

（６）令和４年７月１日、３条・６条・７条・９条・１２条・１３条の条文変更をおこなう。新規約は、令和４年度よりおこなう。

（７）令和６年４月２１日、第１３条を追加する。それに伴い、旧１３条から旧１６

条は１４条から１７条に規約の番号を変更する。

(８) 令和７年４月２０日、第９条、第１６条を変更する。

(９) (５) の付則については令和７年４月２０日付けて一部を削除する。